

複合機 2 台の賃貸借契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、別紙 1 に記載した複合機（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、乙が物件を甲の使用に供し、甲はその給付の対価として乙にその代金を支払うことを目的とする。

（契約の内容）

第 2 条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙 1 複合機 2 台の賃貸借仕様書に従い、第 1 条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

（契約期間）

第 3 条 この契約の契約期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までとする。

（賃貸借料金）

第 4 条 物件の賃貸借料金は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 賃貸借料金の計算期間は、月の初日から月末までの 1 か月間とする。

3 賃貸借の使用期間が 1 か月に満たない場合は、賃貸借料金は日割計算とする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、 とする。（免除する。）

（物件の所有権）

第 6 条 物件の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、物件の原状を変更するような行為をしてはならない。

（契約の変更）

第 7 条 令和 9 年度以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲は、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 前項の場合において、これによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 甲及び乙は、書面による相手方の承認を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(賃貸借料金の支払い)

第10条 乙は、前月分の賃貸借料金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、当該請求を受理した日から 30 日以内に料金を支払うものとする。

3 甲は、その責に帰すべき事由により、賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100 円未満の端数は切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(物件の修繕)

第11条 乙は、物件に異常が生じ甲から要請があった際は、速やかに対応するものとし、これに要した費用は甲が負担するものとする。

(消耗品の取替え等)

第12条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。これに要した費用は甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険により補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを

納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（機密の保持）

第14条 乙は本契約の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約が終了した後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2（個人情報取扱特記事項）を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が解除を申し出たとき。

二 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

三 乙が正当な理由なく契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第 17 条 次の各号いずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約を履行しなかった期間における契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除はこの限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(物件の返還)

第 18 条 契約期間の満了により、又は第 16 条の規定により本契約が終了した場合、甲は、物件を速やかに乙に返還するものとする。

(代表者変更の届出)

第 19 条 乙は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を甲に提出しなければならない。

(契約外事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 物件の欠陥又は確定された仕様との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

2 甲が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第 3 条の規定による業務の終了の日から起算して 1 年間とする。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 ○○ ○○

(乙) 住 所
氏 名
代表者